

Title	中世カスティーリャ・レオン王国都市法のなかの女性 : 「殺人犯の妻」
Author(s)	駒村,幸
Citation	Estudios Hispánicos. 2011, 35, p. 69-88
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98003
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中世カスティーリャ・レオン王国都市法のなかの女性 - 「殺人犯の妻」-

駒 村 幸

0. はじめに

キリスト教徒によるレコンキスタ(国土回復運動)が「大進展の時代」を迎えた11世紀から13世紀にかけて、カスティーリャ・レオン王国では、成立時期や入植者構成、地理的条件さらにはレコンキスタの進捗状況により性格の異なる都市¹がそれぞれ固有のフエロを享受する状況にあり、その状況は言わば「法のモザイク」状態であった。

レオン王国地域 2 やトレド周辺では、西ゴート王国滅亡後も共通法として受け継がれてきた『西ゴート統一法典 Liber Iudiciorum』 3 の私的改訂版「俗西ゴート法」とフエロが補完関係にあった。一方、トレドを除くカスティーリャ王国地域では、特に12世紀末以降、それまで不文法であった慣習法や判例法を成文化し、都市社会の現状に即して整理した拡大フエロが編纂されるようになった。都市の法システムを体現するべく編纂された体系的な拡大フエロは、新たに植民された都市にその法規範として移植されることも多く、複数のフエロはいわゆる「法家族」を形成した 4 。

¹ カスティーリャ王国の都市区分については、大内一;「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値」、*Estudios Hispánicos*, 21, 1996, ps. 73-74 および大内一・染田秀藤・立石博高; 『もうひとつのスペイン史 中近世の国家と社会』、同朋舎出版、1994, ps. 33-34 を参照。

² カスティーリャ王国とレオン王国は統合と分裂を繰り返してきたが、1230年にカスティーリャ王フェルナンド3世がレオン王位を継承したことにより最終的に統合される。本稿では、フェルナンド3世による両王国の恒久統合以前のレオン王国の領土をレオン王国地域と呼ぶこととする。

³ レケスウィント王 (Reccesvinthus 在位653-672年)による『西ゴート統一法典』(654年公布)は、訴訟手続きや判例が示された裁判法典という性格が強く、普及する際個人の法学者による改訂が比較的自由に行われた結果、「俗西ゴート法」と呼ばれる私的改訂版が多数生じた。『西ゴート統一法典』以前に編纂された3法典『エウリック法典 Edictum Euricianum』、『アラリック抄典 Breviarium Alaroci』、『レオヴィギルド法典 Codex Revisus』には、西ゴート人とローマ系住民との分離政策を裏付ける属人主義が採用されており、『エウリック法典』と『レオヴィギルド法典』は西ゴート人に、『アラリック抄典』はローマ系住民に適用されていた。

⁴ 簡易フエロは都市自治体の形成期に付与されたフエロであり、自治体組織や領主と住民との 関係、住民の権利や義務のほかに、刑罰や共有地の使用に関する規定を盛り込んでいたが、 条項数も少なく規定内容も個別的かつ限定的であったため、都市の法システムを構成する一 部に過ぎなかった。一方、拡大フエロは、簡易フエロと比較して条項数が格段に多かった。

数多くのフエロが付与された11~13世紀、カスティーリャ・レオン王国はレコンキスタの大進展に伴う軍事活動と再植民活動が活発化した状況の下、社会全体が好戦色を帯びていた。ゲルマン起源の「血讐」すなわち復讐による自力救済⁵の伝統も依然として息づいており、特に国境付近の都市は犯罪行為の温床となっていた。市当局は治安維持のために自力救済を防ぐ必要性から、都市における訴訟手続きを経ることなく自力救済を実行することを違法とし、暴力に訴える市民の犯罪行為を財産刑や死刑でもって罰した。女性が犯罪に直接関与する場合もあったが、夫の犯罪の連帯責任を負って高額な罰金や賠償金の支払いなどで不利益を被ることが多く、特に夫が殺人という大罪を犯した場合に妻の経済的損失が計り知れなかったことは想像に難くない⁶。「殺人犯の妻」が陥る事態を憂慮した都市は、「殺人犯の妻」の「保護」をフエロの規定に盛り込んだ⁷。しかしながら、こうした姿勢はカスティーリャ・レオン王国内の全てのフエロに共通するものではない。

犯罪に関する夫婦の連帯責任の観点については、マルティネス・ヒホンが「クエンカのフエロの法家族の夫婦財産制と編纂過程」において、クエンカのフエロの法家族を対象に連帯責任を問うフエロと問わないフエロを区別したのが最初であった⁸。ディラードは『レコンキスタ下の女性』⁹において、

[「]法家族」のなかでも、「クエンカのフエロの法家族」(クエンカ、アラルコン、アルカラス、イスナトラフ、バエサ、ソリタ・デ・ロス・カネス、プラセンシアといったカスティーリャ王国地域の都市や、アラゴン王国領域のテルエル、サンタ・マリア・デ・アルバラシン、そしてレオン王国地域のベハル)と「コリアのフエロの法家族」(コリア、カセレス、ウサグレ)が代表的である。なお、簡易フエロや拡大フエロ、法家族に関しては、Tomás y Valiente; Manual de Historia del Derecho Español, Madrid, 4ºed., 2007, ps. 147-153 を参照。

⁵ ゲルマン古代の社会でもっぱら選ばれた紛争解決の手段の一つ。ある事件から一夜明けた場合犯人の特定が難しくなるため、被害者と加害者のジッペ(氏族)のあいだで戦い(フェーデ [Fehde=原意は敵対])が起こる。しかし、戦いが続くと互いのジッペに大きな被害が生じるため、贖罪金の支払いや婚姻による和解の道が探られた。岩村等、三成賢次、三成美保; 『法制史入門』、ナカニシヤ出版、p. 79.

⁶ ここでは、尊属殺人や配偶者殺人などではなく、他人を殺す普通殺人を扱う。

⁷ 自力教済の制限に取りくむ都市に関しては、Bermejo Castrillo, M. A.; Parentesco, matrimonio, propiedad y herencia en la Castilla Altomedieval, Madrid, 1996, ps. 252-253 を参照。

⁸ Martínez Gijón; "El régimen ecomómico del matrimonio y el proceso de redacción de los textos de la familia del Fuero de Cuenca", A.H.D.E. 29, 1959, ps. 97-103. マルティネス・ヒホンの区別によると、連帯責任を問うフェロがクエンカ、ベハル、ソリタ、プラセンシア、アルバラシン、ブリウエガ、フエンテスであり、そうでないのがアルカラ・デ・エナレス、セプルベダ、コリア、カセレス、ウサグレ、モリーナ・デ・アラゴン、クエンカ1286年、プラセンシア1286年である。なお、法家族の認識は研究者によりさまざまである。本稿では、Tomás y Valiente の Manual …に基づき、クエンカのフエロの法家族は、クエンカ、アラルコン、アルカラス、イスナトラフ、バエサ、ソリタ・デ・ロス・カネス、プラセンシア、テルエル、サンタ・マリア・デ・アルバラシン、ベハルのフエロとする。注4を参照。

ベルメホも『中世前期カスティーリャにおける親族、結婚、所有権と相続』¹⁰ のなかで、レオン地域のフエロでは「殺人犯の妻」が保護され、カスティーリャ地域のフエロでは連座制を敷いていることを指摘している。カスティーリャ地域のフエロというように、地域で大きく分類している。もっとも、彼らは共に連帯責任の観点からフエロを分類したものの、連帯責任の有無を分けるフエロの特徴や基準については言及していない。殺人罪の観点については、ロルダンが『カスティーリャ・レオンのフエロに見る生命を脅かす犯罪』において、各都市のフエロの殺人に関する規定を詳細に分析し、普通殺人や尊属殺人など様々な項目毎に刑罰や贖罪金などの体系化を試みているが、夫婦の連帯責任に着目した言及はなされていない¹¹。

本稿では、中世カスティーリャ・レオン王国都市法のなかの女性に関する考察の対象の一つとして、「殺人犯の妻」に着目する。考察に際して主に扱うフェロの規定は、後得財産に含まれる消極財産の中でも普通殺人¹²を犯した場合の財産刑に関するものである。具体的な刑罰の内容を確認するとともに、「殺人犯の妻」としてどのような社会的責任を負ったのか詳細に見ていく。併せて、連帯責任を規定するフェロと連帯責任を求めないフェロの地域的差異だけでなく、連帯責任を規定するフェロの特徴やその基準あるいは要因を考察する。

1. 西ゴート法

都市法の規定を言及する前に、中世イベリア半島のキリスト教諸国の法制度に多大な影響を及ぼした西ゴート法の規定を確認する必要がある。ここで資料として扱う『俗西ゴート法典 Forum Judicum』は、西ゴート王国滅亡後もイベリア半島の各地、特にレオン王国地域やトレド周辺で概念的な共通法として機能していたとされる『西ゴート統一法典』の私的改訂版の一つであり、フエロにとってもっとも卑近な西ゴート法である。また、『フエロ・フスゴ Fuero Juzgo』はその「俗西ゴート法」をカスティーリャ語に翻訳した

⁹ Dillard, H.; La mujer en la Reconquista, Madrid, 1993, ps. 110-113. ディラードは、この『レコンキスタ下の女性』において、11-13世紀のフエロをとおして、レコンキスタという特殊な状況下の女性像を浮き彫りにしようと試みた。

¹⁰ Bermejo; *Parentesco* …, ps. 253-255. ベルメホはこの『中世前期カスティーリャにおける親族、 結婚、所有権と相続』で11-13世紀カスティーリャで有効であった家族法の規定から、当時の 家族の実情に迫ろうとした。

¹¹ Roldan Verdejo, Roberto; Los delitos contra la vida en los fueros de Castilla y León, Salamanca, 1978. 普通殺人規定に関しては ps. 16-41、夫婦の連帯責任に関しては ps. 62-74 を参照。

¹² 尊属殺人や配偶者殺人などではなく、他人を殺す普通殺人を扱う。

ものであり、レオン王国とカスティーリャ王国の恒久統合を果たした聖王フェルナンド3世(Fernando III el Santo: 在位 カスティーリャ王 1217-52年、レオン王 1230-52年)により再植民の過程のなかでアンダルシアやムルシアの諸都市にフエロとして付与されている 13 。

『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』は、普通殺人を犯した者に500 スエルドを科している¹⁴。この500スエルドは金銭ではなく、それ相当の品が被害者家族へ渡されており、賠償の意味合いが強かった¹⁵。賠償による解決は、ローマではほとんど見られず、タキトゥスの『ゲルマーニア』のなかに「殺人でさえ、牛または羊の一定の数によって償われ、被害者の全一族はこの賠償を満足して受納する」という一文があるように、フェーデとともにゲルマン社会の伝統に深く根ざした制度であり、ローマ法の伝統が大半を占めると言われる『西ゴート統一法典』のなかに見られるゲンマンの要素のひとつである¹⁶。そして、『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』のいずれもが「いかなる罪の処罰もその加害者本人に与えられること」と明示しているように、西ゴート法では夫婦いずれかが罪を犯した場合、その配偶者が連帯責任を負う必要はなかった¹⁷。すなわち、夫婦のいずれかが殺人を犯した

^{13 『}フエロ・フスゴ』は、レオン王国地域やイスラム支配下のキリスト教徒(モサラベ)に受け継がれていた「俗西ゴート法」の一つをカスティーリャ語に翻訳したものである。『フエロ・フスゴ』が付与された主な都市はドレド(1222年)、コルドバ(1241年)、カルタヘナ(1246年)、セビーリャ(1250年)、カルモナ(1252年)、アリカンテ(1252年)などである。

¹⁴ Forum Judicum 6. 5. 14: Scott, S. P.; The Visigothic Code (Forum Judicum), Boston, 1910. Fuero Juzgo 6. 5. 14: Real Academia Española; Fuero Juzgo o Libro de los Jueces, Madrid, 1815, (Edición Facsímil, Valladolid, 1980). なお、『西ゴート統一法典』が定める財産刑は300スエルドである。Roldan; Los delitos ..., ps. 19-20.

¹⁵ Roldan; Los delitos ..., ps. 19-20.

¹⁶ 勝田有恒・森征一・山内進;『概説 西洋法制史』、ミネルヴァ書房、2004、ps. 65-69. ゲルマン諸国の部族法典はローマ法の影響を強く受けていた。そのなかにあって、ゲルマン的要素を強く示し異彩を放った「サリカ法典」は、主として犯罪や不法行為に対して、固定化された金銭賠償、すなわち贖罪金を定めている。例えば、第41章第1条に、「誰かが自由フランク人またはサリカ法に従いて生活するところの蛮民を殺害したる場合にはそれが証拠立てられたる者は、8000ディナリウスすなわち200ソリドゥス責あるものと判決せらるべしとある。ゆえに、フランク王国では、犯罪が行われた場合、国家が復讐やジッペ間の敵対関係であるフェーデを禁止し、当事者が公の裁判所で和解すべきことを強制するようになった。その場合、犯人は、特に殺人罪の場合、人命贖罪金である《人命金》を支払い、その3分の2は被害者の親族へ、そして残りの3分の1は国王へ《平和金》として収められ、これは罰金の性質を持っていた。ヴィノグラドフ;『中世ヨーロッパにおけるローマ法』(矢田一男・小堀憲助・真田芳憲訳)、中央大学出版部、1969、ps. 35-37.

¹⁷ Forum Judicum 6. 1. 7: "Punishment for all crimes shall be visited upon the authors of the same ...", Scott. Fuero Juzgo 6. 1. 8: "Todos los pecados deven seguir a aquellos que los facen. Assí que ... non sea penado ... ni la muier por el marido, ni el marido por la muier ..." citado por Roldan; Los delitos ..., p. 68.

場合も、有罪判決を受けその罪に対して責任を負うのは殺人犯本人であり、 夫あるいは妻もその配偶者が犯した殺人罪ために刑罰を受ける危険にさらさ れることはなかったのである。

2. レオン地域のフエロ

まず、11世紀のレオンやビリャビセンシオ、パレンスエラ、そして12世紀にレオンの慣習法を適用したパハレス、カストロカルボン、ラバナル、さらには13世紀初頭のアベルガスのフエロによると、犯行から最初の9日間で捕らえられた殺人犯には罰金の支払い義務があり、その不足分を補うために犯人が所有する《動産の半分》を市当局(市会)が没収する場合もあった¹⁸。不動産と共有財産である後得財産のうち配偶者の持ち分は除外されるため、夫が殺人を犯した場合、その妻には固有財産だけでなく後得財産の配偶者分と住居も保証され、そのうえ夫の動産の残り半分も手にすることになった。また、夫が十分な財産を持っていないために贖罪金の支払い義務を果たせない場合には、1188年のレオンのコルテス(身分制議会)によると、犯罪者が既婚者である場合にはその相続人が弁済すべき第三者となる旨が規定された¹⁹。同じく、ドゥエロ川以北にあるビリャフランカ・デル・ビエルソのフエロ(1192年)とサナブリアのフエロ(1220年)では、殺人犯を捕まえた場合の刑罰として、全財産の没収と死刑(生き埋め)を規定し、殺人犯(容疑者)が逃亡した場合には、市当局(市会)による全財産の押収を命じている²⁰。サナブ

¹⁸ F. León (1017) 24, F. Villavicencio (después del año 1020) y F. Palenzuela (1074): Muñoz y Romero, T. (coor.); Colección de fueros municipales y cartas pueblas de los reinos de Castilla, León, Corona de Aragón y Navarra Tomo I, Madrid, 1847, ps. 81, 171-172 y 273-278. F. Pájares (1143), F. Castrocalbón 9 (1152), F. Rabanal 4 (1169) y F. Abelgas citados por Dillard; La mujer en…, p. 110 y por Roldan; op. cit., ps. 32-33 y 64. 現在のレオン県やバリャドリード 県のレオン寄りにあるこれらの都市では、犯行から最初の9日間で捕まった殺人犯が支払う 罰金が十分でない場合市当局は犯人の動産を押収するが、押収した動産をその者の妻子と折 半した。一方、市外へ逃亡し9日以内に捕まらなかった殺人犯は市内へ戻ってくることができ、その際罰金を支払う必要もなかった。ただし、被害者親族の「敵」宣言は依然としてき効だった。なおレオンのフェロ(1017、1020年)は、1017年にレオン市で開催された官廷議会 (curia regia) の決議を1020年にレオン国王アルフォンソ5世 (在位 999-1028年) が王国全域で効力を持つように公布したものであり、中世イベリア半島のキリスト支配領域で最古の制定法とされる。Tomás y Valiente; Manual …, p. 157.

¹⁹ Bermejo; Parentesco…, p. 253. Dillard; La mujer en…, p. 110. 1188年にレオンで初めて開催されたコルテス(身分制議会)は、犯罪者自身が支払い不能に陥った場合、その者が未成年者または独身者である場合にはその両親を、そして既婚者である場合にはその相続人を弁済する第三者に指名することとした。

²⁰ F. Villafranca del Bierzo (1192) citado por Dillard; op. cit., ps. 110-111. F. Sanabria 3・4・5 (1220, 1263) citado por Roldan; Los delitos..., ps. 24-25. 市当局 (市会) により押収された

リアのフエロ (第5条):「まず、相続あるいは他の経緯にもとづき妻が所有する財産はすべて除外されるべきであり、妻に与えられるべきこと」が示すように²¹、妻の固有財産や後得財産の持ち分は押収の対象外であり、弁済義務は殺人犯 (夫)の相続人にあったため、妻の財産は十分に保証されていた。しかしながら、夫の所有する動産のみならず不動産も押収の対象であったことから、ディラードも指摘するように、必ずしも住居までは保証されなかったようである²²。

ドゥエロ川以南の地域に目を遣ると、サラマンカとレデスマのフエロでは殺人犯の処罰に関して、絞首刑のうえ市会による財産の押収を規定する条文²³と贖罪金(サラマンカでは1000スエルド、レデスマでは300スエルド)と「敵」宣言を規定する条文²⁴が併存しており、両者がどのように適用されていたか定かではない。しかも後者にはドゥエロ川以北のレオン地域のフエロに見られない特徴がある。それは、殺人犯が所有する財産の総額に応じてではなく具体的な額を設定して財産刑を科している点である。同じく"エストレマドゥーラ・レオネサ"²⁵と呼ばれた地域にあるアルバ・デ・トルメスと、"トランスシエラ"と呼ばれた中央山系以南のコリア、カセレス、ウサグレのフエロも逃亡中の殺人犯(容疑者)に「敵」宣言とともに財産刑(被害者親族へ300マラベディー相当の補償)を科している²⁶。フエロが規定す

逃亡犯の財産の半分はその妻子のものとなり、四半分は被害者の相続人へ渡され、そして残りの四半分を国王と市会、判事が等分した。サナブリアのフェロは1263年にアルフォンソ10世により改正され、残酷な生き埋めは廃止となり、死刑の場合死刑囚の財産の没収もなくなった。全財産の没収と死刑を両方とも殺人犯に科すことは2重の賠償と見なされたため、犯人の財産(個人の財産や後得財産の持ち分)が没収されるのは逃亡の場合に限られた。なお、死刑囚の財産はその妻ではなく相続人のものとなった。

²¹ F. Sanabria 5: « · · · primeramente deben apartarse todos los bienes que pertenecen a la mugier por razón de su patrimonio ode otra manera cualquier, e sean dados a la mugier ... citado por Roldan; op. cit., ps. 24-25.

²² Dillard; La mujer en ..., p. 111.

²³ F Salamanca 63 y F. Ledesma 32: Castro, A. y Onís, F. (eds. y estudios); Fueros leoneses de Zamora, Salamanca, Ledesma y Alba de Tormes, I, Madrid, 1916, ps. 103 y 222. なお、押収した財産の3分の1を死刑囚の妻子が受け取り、残りを市会が没収した。

²⁴ F Salamanca 1: *Ibid.*, ps. 77-78. F. Ledesma 4: *Ibid.*, ps. 216-217. さらにサラマンカのフエロでは、第24条が罰金1000マラベディーのうえ住居剥奪と「敵」宣言といったより重い処罰を規定し、後の時代のものとされる第282条が罰金100マラベディーと「敵」宣言、支払い不能の場合には絞首刑と定めており、殺人犯の処罰の方法は実に様々である。F. Salamanca 24・282: *Ibid.*, ps. 89-90, 179-180.

^{25 &}quot;エストレマドゥーラ・レオネサ"とは、レオン王国のドゥエロ川と中央山系の間の地域を指す。

²⁶ F. Alba de Tormes 3: Castro, A. y Onís, F. (eds. y estudios); Fueros leoneses de Zamora, Salamanca, Ledesma y Alba de Tormes, I, Madrid, 1916, ps. 292-293. F. Coria 50: Sáez, E. (ed.) y Maldonado y Fernández del Torco, J. (estudio histórico-jurídico); El Fuero de Coria,

る贖罪金が高額であるゆえ、殺人犯の支払い能力を超える事態が起こり得たことは容易に想像できるが、すでに述べたとおり、弁済すべき第三者はその相続人であり、いずれのフエロも妻の固有財産だけでなく共有の後得財産の持ち分も保証している²⁷。

これらレオン地域のフエロに共通している点は、「殺人犯の妻」の固有財産と後得財産の半分が妻に保証されていることであり、このことは、レオン地域において、「殺人犯の妻」が夫の犯した罪に対して連帯責任を負っていなかったことを示している。レオン王国地域には『西ゴート統一法典』の伝統が他の地域と比べて強く維持されていたことはすでに述べたが、レオン地域のフエロに見られる「殺人犯の妻」を保護する姿勢は、罪を犯した者だけが罰を受けるべきとする西ゴート法の原則に依拠し、夫婦のいずれかが罪を犯した場合、その配偶者はその罪の責任を負う必要はないと考えられていたためと思われる。

3. カスティーリャ王国地域のフエロ

レオン地域のフエロに見られた殺人犯の妻を保護する姿勢は、カスティーリャ王国地域でも、西ゴート王国の旧都であり、モサラベ人口を多く抱えていたトレド地域に導入されたトレドのフエロ(『西ゴート統一法典』のカスティーリャ語版『フエロ・フスゴ』がトレドのフエロとして導入された)や13世紀にトレドのフエロを移植されたアンダルシアの諸都市のフエロにも受け継がれている。例えば、12世紀のトレドのフエロ(1118年と1166年)と12~13世紀のエスカロナのフエロ(1130年と1226年)は、逃亡中の殺人犯(容

Madrid, 1949, p. 26. F. Usagre 53 y F. Cacéres 52: Ureña Smenjaud, R. y Bonilla San Martín, A. (ed.); El fuero de Usagre (SigloXIII), anotado con las variantes de Cáceres, Madrid, 1907, p. 19. アルバ・デ・トルメスのフェロでは、逃亡中の殺人犯(容疑者)から徴収される罰金の額が被害者の身分に応じて異なり、被害者が市の役人である場合300マラベディー、市民である場合300マラベディー、市民でない場合は20マラベディーだった。そして、コリア、カセレス、ウサグレのフェロでは、夫が殺人罪を犯した場合、300マラベディー(相当の品)が被害者家族へ支払われた。なお罪を認めた者は、アルバ・デ・トルメスでは死刑(具体的な執行方法の記述なし)、コリア、カセレス、ウサグレでは絞首刑となった。

27 F Salamanca 63: «···· e ela muler elos fiyos non pierdan lo suyo.», Castro y Onís (eds. y estudios); Fueros leoneses ···, p. 103. F. Ledesma 32: «··· su mogier e sus fijos e sus parientes non pierdan su derecho ···», Ibíd., p. 222. F. Alba de Tormes 3: «··· E por la nemiga que el marido fiziere, la muler non pierda la meetat del auer que ouieren de su uno; e la muler non pierda lo de su patrimonio ···», Ibíd., ps. 292-293. F. Coria 348: «··· nin su mugger la su meatad pierda, si varon matar a otro.», Sáez (ed.); El Fuero de Coria ···, p. 95. F. Usagre 361 y F. Cacéres 340: «··· nin la mugier su meatad,si so marido occiderit ad alium.», Ureña y Bonilla (ed.); El fuero de Usagre ···, ps. 127-128.

疑者)の全財産を没収するよう命じる一方で²⁸、1130年エスカロナのフエロは「処罰を受けるのは(罪を犯した)本人のみとする」、1118年と1166年のトレドのフエロも「容疑者の妻子に関しては、市の内外に所有する財産は保証され、何も没収されることはない」と明記し²⁹、逃亡した容疑者の妻が不利な状況に陥らないように「保護」の姿勢を明確に打ち出している³⁰。

一方、中央山系以南のカスティーリャ地域の都市クエンカのフエロ(1189年または1190年)は、西ゴート法の影響が色濃く残る地域のフエロとは異なる立場をとっている。同フエロは、殺人犯に対する罰として、財産刑(贖罪金200マラベディーと国王へ支払う罰金300スエルドの8分の1)と「敵」宣言を定めている³¹。さらに、徴収を確実にするために、支払いを9日毎に期日をもうけて3回(27日以内)に分けつつ、殺人犯である夫の財産だけでなく妻の財産もいったん全で押収して支払いに充て、支払いが完了した後に残金を返還する方法を取り、支払い不能の場合には、身体刑(右手切断)を加えている³²。妻の財産が、妻固有の財産と後得財産の区別なく、動産・不動

²⁸ F. Toledo (1118), F. Escalona (1130) y F. Escalona (1226): Muñoz y Romero; Colección de fueros ..., ps. 366, 487 y 490. F. Toledo 28 (1166) citado por Dillard; La mujer en ..., p. 110. 没収した財産に関しては、トレドのフェロでは分配に関する具体的な記述はないが、確かなのはその一部を国王が没収したことである。一方1226年エスカロナのフェロは分配比率を明示しており、被害者の親族が2分の1を手にし、市当局が4分の1、国王が4分の1を没収した。また、捕まり殺人の事実を認めた者は死刑に処され、その方法をトレドのフェロは石打ち刑、そして1130年エスカロナのフェロは配子門と定めている。なお、1166年トレドのフェロと1130年エスカロナのフェロは1101年以前にトレドのカスティーリャ人に付与されたフェロ(現存せず)の改訂版である。Barrero García, Ana M.* y Alonso Martín, M.* Luz; Textos de derecho local español en la Edad Media, Madrid, 1989, ps. 435-436.

²⁹ F. Escalona (1130): «··· et ipse solus pateat malum ···», Muñoz y Romero; Colección de fueros ..., p. 486. F. Toledo (1118): «··· et remaneat uxor sua cum filiis suis in porcione sua intus civitatis, et foras sine ullo impedimento.», Ibid., p. 366.

³⁰ 同じように、ロルカ、カルモナ、コルドバ、カルタヘナといったアンダルシアの都市でも、 殺人犯の妻に個人の財産と後得財産の持ち分が保証されている。F. Lorca, F. Carmona 16.24, F. Córdoba y F. Cartagena citados por Dillard; *La mujer en* …, p. 110.

³¹ F. Cuenca 14. 1: Valmaña Vicente, A. (introd., trad. y notas); El Fuero de Cuenca (2ed.), Tarancón, 1978, ps. 130-131. クエンカのフエロの法家族のうち、後述するソリタ・デ・ロス・カネス、プラセンシア、テルエル、そしてアルバラシンのフエロを除くフエロは、クエンカのフエロと刑罰が全く同じである。F. Baeza 332: Roudil, Jean; El Fuero de Baeza Edición, Estudio y Vocabulario, La Haya, 1962, p. 120. F. Iznatoraf 335, F. Alarcón 315, F. Alcaraz V-1 y F. Béjar 418 citados por Roldan; Los delitos…, ps. 28-29.

³² F. Cuenca 14. 41・15. 10: Valmaña; El Fuero de Cuenca ..., ps. 141・145. また、クエンカのフエロは第14章第41条で財産刑(贖罪金200マラベディーと国王への罰金300スエルドの8分の1)の支払い方法を詳細に述べている。まず、第1の9日間でその3分の1を衣類で支払い、第2の9日間に家畜で3分の1を、そして第3の9日間では残りの3分の1を金銭で支払うよう指示している。そして第1章第21条では、支払われた贖罪金を被害者親族、市会、治安判事と判事、国王館で4等分する旨を規定している。

産を問わず財産刑の支払いに充てられており、クエンカでは、妻は夫が犯した殺人の連帯責任を経済面で負っていたことが分かる。さらにクエンカのフエロは、妻が夫の犯罪の連帯責任を負う理由を以下のように述べている:「なぜなら、妻が夫のもたらす収入に通常満足している場合、時には夫の故に財産を失うことに我慢することも当然だからである。同じ喜びを分かち合う者が、訪れる悲しみをも分かち合うことは公正である」33。

よって、クエンカのフエロ以降、カスティーリャ王国地域のフエロには、殺人犯の妻の処遇に関して異なる2つの傾向が見られることになる。1つは、クエンカのフエロから始まる、殺人犯の妻にも連帯責任を求める傾向である。クエンカのフエロは、13世紀に、アラルコン、アルカラス、イスナトラフ、バエサ、ソリタ・デ・ロス・カネス、プラセンシアといったカスティーリャ王国地域の都市に止まらず、アラゴン王国領域のテルエルとアルバラシン³⁴、さらにはレオン王国地域のベハルのフエロと広域にわたって法家族を形成する。クエンカのフエロの法家族のうち、ソリタ・デ・ロス・カネスのフエロでは、贖罪金が半額の100マラベディーであること³⁵、そしてプラセンシアのフエロでは、①国王への罰金の支払いがないこと³⁶、②期日内(9日間毎に3回)に贖罪金を支払えない場合に被害者親族の生殺与奪に関する自由裁量権下に入ること³⁷、③さらに未払いのまま逃亡する場合には贖罪金が倍額の400マラベディーとなること³⁸、またテルエルのフエロでは、①贖罪金が倍額の400マラベディーであり、国王へ支払う罰金は全額の300スエルドであること³⁹、

³³ F. Cuenca 15. 10: *Ibid.*, p. 145. 大内一:「クエンカ都市法ー試訳と解題 (3)ー」. *Estudios Hispánicos*. 27. p. 99.

³⁴ テルエルとアルバラシンはアラゴン連合王国の都市ではあるが、同王国領域の西南端にあり、カスティーリャ王国と接している。そして、テルエルとアルバラシンのフエロは、クエンカのフエロの法家族と見なされるほど、カスティーリャ王国の都市、とりわけクエンカのフエロとの関係は深い。ゆえに、本稿の考察の対象とする。

³⁵ F. Zorita de los Canes 848 citado por Roldan; *Los delitos* …, ps. 28-29. ソリタ・デ・ロス・カネスは、クエンカのフエロの法家族の中では唯一、クエンカが再征服されたアルフォンソ8世期より前(アルフォンソ6世期)に再征服された都市である。Martínez Gijón; "El régimen ecomómico …, p. 148.

³⁶ F. Plasencia 352: Majada Neila; Fuero de Plasencia Introducción-Transcripción-Vocabulario, Salamanca 1986, p. 82.

³⁷ F. Plasencia 371: *Ibid.*, p. 88. この場合、被害者親族は、裁量下にある殺人犯を殺してもかまわない。なお、プラセンシアのフエロは、贖罪金の支払い期日を9日間毎に3回(27日以内)に設定し、第3の9日間に贖罪金200マラベディーの3分の1を金銭で支払うよう指示しているが、第1、第2の9日間各々に支払う3分の1に関しては、具体的な指示はない。

³⁸ F. Plasencia 373: Ibid., p. 88.

³⁹ F. L. Teruel 17: Caruana Gomez de Barreda (ed.); El Fuero Latino de Teruel, Zaragoza, 1974, p. 84. F. R. Teruel 17: Max Gorosch (ed.); El Fuero de Teruel, Estocolmo, 1950, p. 84.

②支払い不能の場合には自由刑 (治安判事の下で拘束) が加えられること⁴⁰ に見られるように、殺人犯に対する量刑についてクエンカのフエロとの違いはあるものの、経済面で妻が夫の殺人罪の連帯責任を負う点は共通している⁴¹。

クエンカに近いウクレスでも、1179年のフェロのなかの殺人犯に300スエルドの財産刑を科す旨の規定が⁴²、13世紀半ばに同市会によるフェロ再編に際して改正され、殺人犯は「敵」宣言のうえ財産刑500マラベディーが科され⁴³、さらに、その支払い責任を殺人犯の親、子供、そして妻に負わせ⁴⁴、支払い不能の場合には殺人犯に身体刑(手切断)が科される旨が規定された⁴⁵。中央山系南麓に位置するブリウエガおよびフエンテスのフエロ(それぞれ13世紀前半と13世紀末に成立)も、財産刑の金額は異なるもののクエンカやウクレスと同様の趣旨の刑罰を規定している。すなわち、殺人犯に対して「敵」宣言を行い、そのうえ財産刑(ブリウエガでは贖罪金200マラベディーと領主であるトレド大司教へ支払う罰金16マラベディー、フエンテスではそれぞれ半額)を科している⁴⁶。そして、財産刑(贖罪金や罰金)の支払いには、殺人を犯した夫の財産だけでなくその妻の財産も充てるよう条文に明記し⁴⁷、

⁴⁰ F. L. Teruel 21: Ibid., ps. 85-87, F. R. Teruel 20: Ibid., ps. 102-103.

⁴¹ 本稿でクエンカのフエロの法家族として扱っている、アラルコン、アルカラス、イスナトラフ、バエサ、プラセンシア、テルエル、アルバラシン、ペハル、ソリタ・デ・ロス・カネス全てのフエロは、殺人犯である夫の財産で財産刑を賄えない場合妻の財産を充て、妻に夫の殺人の連帯責任を負わせている。F. Baeza 332: Roudil; El Fuero de Baeza..., p. 120. F. Plasencia 382: Majada Neila; op. cit., ps. 90-91. F. L. Teruel 22: Caruana; op. cit., ps. 87-88. F. R. Teruel 22: Max Gorosch; op. cit., ps. 103-104. F. Alarcón 359, F. Alcaraz V-58, F. Iznatoraf 394, Carta Puebla de Albarracín 12, F. Béjar 493-494 y F. Zorita de los Canes 866 citados por Martínez Gijón; "El régimen ecomómico..., ps. 97-99 y por Bermejo; Parentesco..., ps. 253-254.

⁴² F. Uclés (1179) citado por Roldan; Los delitos ..., p. 31. 300スエルドのうち8分の1は国王へ支払われる。クエンカのフエロも同じく、300スエルドの8分の1を国王へ支払うよう規定しているが、ウクレスはアルフォンソ7世期の1149年に再征服され、最初のフエロがクエンカのフエロよりも10年ほど早い1179年付与されていることから、国王へ支払う罰金300スエルドの8分の1はウクレスのほうがオリジナルに近いと考えられる。なお、オリジナルは、ガルシア・オルドニェス伯とその妻ウラカが付与した、1104年フレスニリョのフエロである。

⁴³ F. Uclés 35 citado por Roldan; Los delitos ..., p. 30.

⁴⁴ F. Uclés 59: «Totus homo qui haminem de ucles occiderit, perent, o filio, o mukier, et desinde se foret, illos qui remanserit in illa casa qui in uno sederint, pectent illos» citado por Martínez Gijón; "El régimen ecomómico ..., ps. 99-100.

⁴⁵ F. Uclés 35 citado por Roldan; Los delitos ..., p. 30.

⁴⁶ F. Biruhuega 40 citado por Martínez Gijón; "El régimen ecomómico ..., ps. 99-100. F. Fuentes 22 citado por Roldan; Los delitos ..., ps. 27-28.

⁴⁷ F. Biruhuega 40: «··· et estos maravedis salcan de la buena del malfechor et de su mugier···» y F. Fuentes 41 citados por Martínez Gijón, "El régimen ecomómico ..., ps. 99-100.

支払い不能の場合は死をもって償うよう定めている⁴⁸。中央山系よりさらに北のドゥエロ川上流に位置するソリアのフエロは、205マラベディーの財産刑と「敵」宣言をもって殺人犯を罰している⁴⁹。このフエロによれば、支払いが十分でない場合、殺人犯だけでなくその妻も全財産を失うことになり⁵⁰、それでも足りない場合には、殺人犯本人に自由刑(3回にわたる9日間の首枷による拘束)が加えられていた⁵¹。クエンカのフエロの法家族と同様に、ウクレスやブリウエガ、フエンテス、そしてソリアのフエロも、夫婦の連帯責任を謳い、妻に経済的な負担を強いている。さらにソリアのフエロは、「妻が犯した悪事に関しても同様のこと」⁵²と述べ、妻が殺人を犯した場合もその夫が財産刑の支払い責任を負うことを明記しており、他のフエロよりも連帯責任制を強調する書き方となっている。

主に経済面で妻に夫の殺人の連帯責任を求める傾向にあるこれら上記のフエロに対して、中央山系以南のグアダラハラとアルカラ・デ・エナレスのフエロ(ともに13世紀前半)は、殺人犯の妻に財産を保証して夫の殺人の連帯責任を負わせない傾向にある。殺人を財産刑300マラベディーと「敵」宣言をもって罰するグアダラハラのフエロは、十分に支払えない場合、殺人犯の全財産を没収したうえで身体刑(手切断)を加えている⁵³が、その妻の財産や最近親者の相続分は没収の対象外として保証している⁵⁴。またアルカラ・デ・エナレスのフエロは、殺人犯である夫に「敵」宣言とともに財産刑(贖罪金100マラベディーと領主であるトレド大司教へ支払う罰金9マラベディー)を科し、支払い不能の場合に身体刑(右手切断)を加えている⁵⁵。その妻に財産刑の支払い責任が及ぶか否かに関する具体的な言及はないものの、殺人罪に限らずあらゆる財産刑(贖罪金)の支払いの際に妻が所有する動産は保証される

⁴⁸ F. Biruhuega 40 citado por Martínez Gijón; "El régimen ecomómico ..., ps. 99-100. F. Fuentes 28 citado por Roldan; Los delitos ..., ps. 27-28.

⁴⁹ F. Soria 490: Sánchez, G.; Fueros castellanos ..., p. 189.

⁵⁰ F. Soria 505: « ··· si non ouieren de que pagar las calonnas, pierdan quento ouieren, el y su mugier ··· », Ibid., ps. 196-197.

⁵¹ F. Soria 517: Ibid., p. 201. ソリアのフエロは拘束の方法を詳細に記している。第1の9日間では、拘束中飲食や寝具(枕、粗布)の使用が認められるが、第2の9日間では食事はパンと水に限られ、寝具の枕は使えなくなる。そして、最後の第3の9日間では被害者親族の監視下に置かれ、2日目以降絶食となり、徐々に衣類も取り上げられていく。最後の9日間の試練を乗り切ると、財産刑は免除され、「敵」宣言を受けて追放となる。

⁵² F. Soria 505: (Esto mismo sea por la mal fecha que fiziere la mugier.), Ibid., ps. 196-197.

⁵³ F. Guadalajara 67 citado por Roldan; Los delitos ..., ps. 29-30.

⁵⁴ F. Guadalajara 54 citado por Dillard; La mujer en ..., p. 110.

⁵⁵ F. Alcalá de Henares 1: Sánchez, G.; Fueros castellanos ..., p. 277.

こと⁵⁶、また普通殺人の財産刑は動産で支払われること⁵⁷を定めた規定から、 夫が殺人を犯した場合、妻が財産刑の支払いを負担することはなく、連帯責 任を負うこともなかったと考えられる。また、アルカラ・デ・エナレスのフエ ロでは、殺人犯の妻が夫の逃走を幇助したとして従犯の嫌疑がかけられた場 合でも、再び市内に住むという条件でその妻は罪に問われなかった⁵⁸。

このように、クエンカのフエロ以降、カスティーリャ王国地域のフエロには、殺人犯の妻の処遇に関して、妻にも経済的に連帯責任を求めるものと妻の財産を保証して連帯責任を負わせないものの2つの系統が見られる。しかしながら、クエンカのフエロに代表される、殺人犯の妻にも経済的に連帯責任を求める傾向はそれほど強くはなかったようである。

事実、13世紀半ば以降に賢王アルフォンソ10世(Alfonso X el Sabio:在位 1252-84年)がフエロの一元化を図ろうとして王国内の都市に付与した『フエロ・レアル』⁵⁹ は、逃亡した殺人犯(容疑者)に罰金500スエルドを科しているが⁶⁰、「悪事は全て、それを犯した者に付き纏うべき」と定め、夫あるいは妻は配偶者が犯した罪に対して連帯責任を負う必要はないと規定している⁶¹。これは、罪を犯した者だけが処罰されるべきという西ゴート法の原

⁵⁶ F. Alcalá de Henares 100: 《Los fiadores non hayan poder sobre sua part del aver de la muger del enforcado.》, *Ibíd.*, p. 293. マルティネス・ヒホンによれば、中世の法資料では動産と不動産を区別するために、《aver》と《heredad》という単語を使い分け、《aver》は動産を、そして《heredad》は不動産を指すという。Martínez Gijón; "El régimen ecomómico ..., p. 102.

⁵⁷ F. Alcalá de Henares 1: Sánchez, G.; Fueros castellanos ..., p. 277.

⁵⁸ F. Alcalá de Henares 291: Ibíd., p. 323.

^{59 『}フエロ・レアル』は、「フエロを持たない、あるいは満足すべきフエロを持たない都市」を対象に、すなわち王国内の全ての都市自治体を視野に入れて漸次付与された。ガルシア・ガリョ;「スペイン法制史序説(下)」(境浩訳)、『神戸法学雑誌』37巻3号、1987年、p. 645.『フエロ・レアル』は、『西ゴート統一法典』をモデルにして編纂されたが、他にも都市のフエロやローマ法の要素も採り入れられたと言われている。『フエロ・レアル』が個別のフエロとして付与された都市は以下のとおりである。アギラル・デ・カンポオ、サアグン(ともに1255年)、ブルゴス、ソリア、セゴビア、アビラ、アラルコン、アルカラス、ペニャフィエル(以上1256年)、ダラベラ(1257年)、ベハル、エスカロナ(両方とも1261年)、グアダラハンフィンテンマ・ドリード(いずれも1262年)、ニエブラ(1263年)、バリャドリード、クエンカ(ともに1265年)、ビトリア、アラパ、ブリビエスカ(いずれも1266年以降)など。Tomás y Valiente; Manual …, p. 164. 山田信彦;『スペイン法の歴史』、彩流社、1992年、ps. 130-131.

⁶⁰ F. Real 4. 17. 4: Martínez Díez (ed. y análisis crítico); Leyes de AlfonsoX II Fuero Real, Ávila, 1988, ps. 465-466.『フエロ・レアル』は殺人犯を死刑に処し、逃亡した場合は本文の記述にあるとおり500スエルドを科し、その後発見した場合には、そのうえ死刑に処している。

⁶¹ F. Real 4. 5. 9: 《Todo el mal deue seguir al qui lo faze ··· así que ... non sea penado ... nin la mugier por el marido nin el marido por la mugier ...》, *Ibid.*, p. 425. 『フエロ・レアル』は、 夫婦間だけでなく、親子や兄弟、義理の親子(舅と婿)、親族間でも連帯責任を負う必要はな いと規定している。

則に立脚しているものと考えられ、『フエロ・レアル』以降のフエロも、同じ流れを汲んでいる。殺人犯に200マラベディーの財産刑を科す1283年のモリーナ・デ・アラゴンのフエロも、100マラベディーと「敵」宣言をもって殺人犯を罰する1300年のセプルベダのフエロも、支払い不能の場合には死という厳罰を定めている一方で⁶²、それぞれ「夫がなすいかなる悪事や債務にも妻は申し訳なく思うことも、それゆえに責任を取ることもない」⁶³、「その妻は夫が犯した悪事により自身の財産からいかなる物も失うことはない」⁶⁴と規定して、殺人犯の妻には連帯責任を負わせていない。

そして最終的には、それまで妻に夫の殺人の連帯責任を負わせていたクエンカとプラセンシアのフエロも、1286年にサンチョ4世 (Sancho IV:在位1284-95年)による改正を受けて、夫婦間の連帯責任を謳う規定を廃止した。「殺人犯の妻」に連帯責任を求める傾向の源流であるクエンカのフエロが改正されたことにより、13世紀末のカスィテーリャ王国地域のフエロでは、「殺人犯の妻」に財産を保証して夫の殺人の連帯責任を負わせない姿勢すなわち「殺人犯の妻」を経済的に保護する姿勢が大勢を占めていると考えられる⁶⁵。

4. 「殺人犯の妻」に連帯責任を求めるフェロの特徴

前の第2、3章では、11~13世紀カスティーリャ・レオン王国の数多くのフエロに規定されている普通殺人の刑罰を具体的に確認し、それに伴う夫婦の連帯責任の有無を妻の立場から見てきた。レオン地域のフエロはいずれも、財産刑が生じる場合⁶⁶、妻個人の財産と後得財産に関する妻の権利(持ち分)を保証して、「殺人犯の妻」に夫の罪の連帯責任を負わせていないというこ

⁶² F. Molina de Aragón (1283) 24. 1 · 3: Miguel Sancho (ed.); El Fuero de Molina de Aragón, Madrid, 1916, ps. 117-120. F. Sepúlveda (1300) 32: Gibert, Rafael; "Estudio histórico-jurídico", Los Fueros de Sepúlveda, Segovia, 1953, ps. 71-72.

⁶³ F. Molina de Aragón (1283): «Otro si do a vos en fuero que ninguna malfetría ni debda que el marido faga. la mujer no la sienta ni peche por ello si en la carta non fuere puesta con su marido.», Miguel Sancho (ed.); op. cit., p. 159.

⁶⁴ F. Sepúlveda (1300) 65: (Et su muger non pierda del su algo ninguna cosa por malhetría que su madiro faga...), Gibert; op. cit., p. 87.

⁶⁵ F. Cuenca (1286) citado por Roldan; *Los delitos* ..., ps. 68-69 y por Martínez Gijón; "El régimen ecomómico ..., p. 101. F. Plasencia 749: Majada Neila; *Fuero de Plasencia* ..., p. 166. Majada Neila 版のプラセンシアのフエロは751条で構成され、そのうち736条以降はサンチョ4世の改訂版となっている。

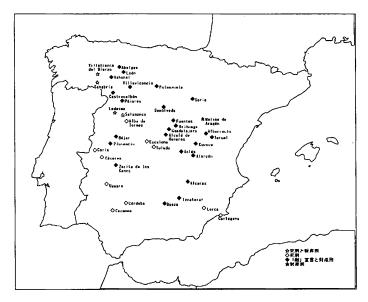
⁶⁶ レオン地域のフエロに関しては、夫婦の連帯責任を想定して、前章の本文での言及は財産刑が生じる場合に限定した。詳しくは、レオン地域のフエロが規定する具体的な刑罰に関しては、第2章の注を参照。

とが分かった。一方、カスティーリャ王国地域のフエロは様相が異なる。クエンカ征服(1177年)以前のカスティーリャ王国地域では、レオン地域のフエロと同じように、西ゴート法の原則に基づいて「殺人犯の妻」に夫の連帯責任を求めない傾向が主流であった。しかし、「殺人犯の妻」に連帯責任を求めるクエンカのフエロが登場して以降、同フエロが改訂される13世紀末まで、カスティーリャ王国地域のフエロには、「殺人犯の妻」の処遇に関して2つの系統が見られた。すなわち、「殺人犯の妻」に夫の罪の連帯責任を求めるフエロと求めないフエロが混在していたのである。

カスティーリャ王国地域のこうした状況から、(1)「殺人犯の妻」に連帯 責任を求める基準は何なのか、また、(2) クエンカのフエロはこれまでの 王国のフエロの傾向になぜあえて反発したのか、という疑問が生じる。この 疑問に答えるべく、以下の2点に絞って考察を進めることにする。

1) 刑罰と夫婦の連帯責任の関係

本稿で取り上げたカスティーリャ・レオン王国のフエロに規定された普通 殺人罪の刑罰を分類すると、以下のような図1が得られる。



【図1 普通殺人の刑罰】

まず、図1より、普通殺人の刑罰の大きな特徴として、レオン地域のフエロは、殺人犯に死刑を科す傾向にあるのに対して、カスティーリャ王国地域のフエロは、死刑の代わりに「敵」宣言という自力救済による死刑判決を与える傾向にあることが挙げられる。

死刑という刑罰は、公権力の行使を前提とした刑罰であり、古くはローマ の共和政初期、前450年に公布された『十二表法 lex duodecim tabularum』の 「わずかの非行にたいしても死刑によって制裁を加える」旨の規定で確認で きる⁶⁷。ローマ古来の慣習を成文化した十二表法は、『ユスティニアヌス法 典 Codex Justinianus』68 が編纂されるまでローマの法生活の基盤となってロー マの法伝統に深く根ざしたものであり、主にレオン地域のフエロが普通殺人 の刑罰として科す死刑は、『西ゴート統一法典』を介したローマの法伝統に 由来するものと考えられる。一方、西ゴート法の影響を受けているとされる トレド地域および13世紀にトレドのフエロを移植されたアンダルシアの諸都 市を除くカスティーリャ王国地域では、「敵」宣言という自力救済による死 刑判決が支配的であり、それと共に科させる贖罪金の一部(4分の1~2分 の1) が必ず被害者親族へ支払われた69。「敵」宣言の場合、「自力救済」が 保証されるとは限らないのでその補完として財産刑がもうけられ、このこと から、贖罪金は賠償金としての性格を強く持っていたと考えられる。「敵」 宣言の由来である復讐による自力救済(フェーデ)も贖罪金もゲルマン社会 の伝統に深く根ざした制度であり、カスティーリャ王国地域のフエロは、普 通殺人の刑罰に関する規定では、ゲルマンの法伝統に依拠している。

したがって、「公権力の行使による死」を定めるレオン地域のフェロと「自力救済による死」とその保証を補う財産刑を定めるカスティーリャ王国 地域のフエロという対比から、レオン地域ではローマの法伝統が勝り、カス

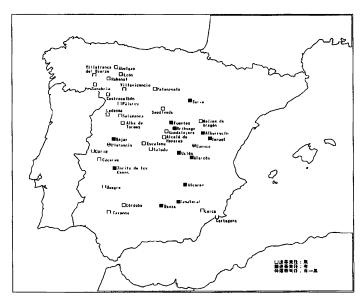
⁶⁷ 十二表法第八表1b:「わが十二表法はわずかの非行にたいしても死刑によって制裁を加えたが、 その中に次のような制裁も含まれている。即ち、いかなる者も他人にたいし悪口をたたき、 ないしは侮辱するような呪文を唱えた場合である」、久保正幡先生還曆記念出版準備会;『西 洋法制史料選 I 古代』、創文社、1981、p. 22.

^{68 『}ユスティニアヌス法典』は、東ローマ皇帝ユスティニアヌス1世(在位527-565年)の編纂に よるローマ法の集大成ともいえる偉業であり、『法学提要 Institutiones』や『学説彙纂 Digesta』 (ともに533年)、『勅法彙纂 Codex』(534年)、『新勅法彙纂 Novellae』(565年以降)の四法典 (厳密に言えば『新勅法彙纂』を除く三法典)から成る。

⁶⁹ レオン地域では、被害者親族への補償を考慮するフエロは数少なく、没収した財産の4分の 1を被害者の相続人へ渡すよう規定するビリャフランカ・デル・ビエルソとサナブリア、そ して被害者親族へ300マラベディー相当の補償を規定するアルバ・デ・トルメス、コリア、カ セレス、ウサグレに限られる。刑罰の詳しい内容は、第2章の本文ならびに注を参照。

ティーリャ地域ではゲルマンの法伝統が勝ったと言うことができる。

次に、本稿で扱ったカスティーリャ・レオン王国のフエロを連帯責任の有無に基づいて分類すると、図2が得られる。



【図2 普通殺人での連帯責任の有無】

図1と図2を重ねて考えると、ローマの法伝統に由来して普通殺人の刑罰として死刑を科すフエロは、妻に連帯責任を求めない(逆に「殺人犯の妻」に連帯責任を求めるフエロは、殺人犯に死刑を科さない)傾向にあることが分かる。また、ゲルマンの法伝統に依拠して賠償金としての性格を持つ財産刑を科すフエロは、妻に経済的な連帯責任を求める傾向にあることも分かる。後者の傾向の発端となったのはクエンカのフエロであり、クエンカ型のフエロの伝播に伴い「殺人者の妻」にその罪の連帯責任を求める都市が増加したのであった。

2) クエンカのフエロ

クエンカのフエロ第15章第10条は、冒頭で「夫が殺人、窃盗、その他の罪 を犯し、それ故に財産をすべて失わねばならない場合、妻はまずその財産 (後得財産)の半分を自分のものとして確保し、残りの半分は贖罪金に充てるために押収される、と慣習や都市法で定める人々ならびに都市が存在する」と述べて、妻の固有財産と後得財産の妻の持ち分を押収の対象外とする法慣習が古くからあることを認めたうえで、国王がそれの廃止を命令し⁷⁰、「…妻が夫のもたらす収入に通常満足している場合、時には夫の故に財産を失うことに我慢することも当然だからである。同じ喜びを分かち合う者が、訪れる悲しみをも分かち合うことは公正である」⁷¹と言う理由で、あらたに財産刑の支払いのために殺人犯である夫の財産だけでなく妻の財産も全て押収するよう命じて夫婦の連帯責任を謳っている。では、クエンカのフエロにおいて、なぜ国王が従来からあった夫婦に連帯責任を求めない習慣に変えて夫婦に連帯責任を負わせようとしたのであろうかと言う疑問が生じる。なぜなら、妻の財産も全て押収するよう命じて夫婦の連帯責任を負わせるこの規定は、その後の『フエロ・フスゴ』や『フエロ・レアル』に採用されることもなく、クエンカ市民の間に定着しないまま1286年にサンチョ4世によって改訂される結果となるからである。

この疑問の答えと成りうるものとして、贖罪金の一部や罰金の国王への支払いを規定した条文に着目したい。すなわち、第14章第1条の殺人犯に科す財産刑に関する規定において、贖罪金を200マラベディーと規定し、さらに国王へ支払う罰金として300スエルドの8分の1を設けている。また、第1章第21条において、贖罪金200マラベディーの4分の1を国王に払う旨を規定している⁷²。クエンカのフエロと同様に、夫婦の連帯責任を謳うウクレスやブリウエガ、フエンテス、そしてソリアのフエロでも、贖罪金の他に国王やトレド大司教などの領主へ支払われる罰金が別に設けられており、これらの事実から、夫婦の連帯責任の導入には、贖罪金の一部を領主に支払うべき罰金として定着させることで国王収入の増加を目指す国王の財政上の意図が働いていたと考えられる。

⁷⁰ 財産刑の支払い時に夫の財産も妻の財産もいったん全て押収するよう命じる際に≪manda-mos (余は命じる)≫という単語が使われている。ある法律家がクエンカのフエロの編纂に当たったとされるが、「余」は他ならぬ国王であり、ロルダンも指摘するように、この条文は国王の意志に沿って作られた可能性が高い。Roldan; Los delitos p. 69.

⁷¹ F. Cuenca 15. 10: Valmaña; El Fuero de Cuenca..., p. 145. 大内一;「クエンカ都市法ー試訳と解題 (3)-」, Estudios Hispánicos, 27, p. 99.

⁷² F. Cuenca 1. 21: Valmaña; El Fuero de Cuenca ..., p. 45. 大内一;「クエンカ都市法一試訳と解題 (1)ー」, Estudios Hispánicos, 24, p. 60. 殺人の場合、贖罪金は被害者親族、市会、治安判事と判事、そして国王で4等分される。

5. まとめにかえて

中世カスティーリャ・レオン王国都市法のなかの女性に関する考察の一環 として「殺人犯の妻」に着目し、普通殺人の刑罰の具体的な内容を確認しな がら、「殺人犯の妻」となった女性がどのような社会的責任を負ったのかにつ いて「連帯責任」をキーワードとして詳細に見てきた。その結果、レオン地域 では一様に、罪を犯した者だけが処罰されるべきというローマ法の伝統を受け 継ぐ西ゴート法の原則に立脚して、殺人犯本人が処罰され、財産刑が科され た場合でも妻の固有財産や後得財産の持ち分が保証されたため、「殺人犯の妻」 は連帯責任を負う必要がなかったことが確認された。一方、カスティーリャ王 国地域では、クエンカのフエロが登場する以前までは、西ゴート法の原則に基 づいて「殺人犯の妻」に夫の罪の連帯責任が問われることはなかったが、「殺 人犯の妻」に連帯責任を求めるクエンカのフエロが成立した12世紀末からは、 連帯責任を問うフエロと問わないフエロが混在する時期を経験した。「殺人犯 の妻」が財産刑の支払いで連帯責任を負うか否かは都市により異なったが、 連帯責任を謳う都市では、殺人罪の刑罰として死刑を科すのではなく、求め られる贖罪金に被害者の家族に対する賠償金の性格に加え、公権力に対して 支払われるべき罰金の性格が付加されていることが特徴的である。これには、 都市における国王収入の増加を図る国王の意図を見て取ることができる。もっ とも、1286年のサンチョ4世期におけるクエンカのフエロの改編に際して「殺 人犯の妻」の連帯責任が問われなくなったことが示すように、妻に夫の犯した 犯罪の連帯責任を問う傾向は結果的に定着しなかったのである73。

[参考文献]

- Arauz Mercado, Diana; La protección jurídica de la mujer en la Castilla y León (siglosXII-XIV), Junta de Castilla y León, 2007.
- Barrero García, Ana María y Alonso Martín, María Luz; Textos de derecho local español en la Edad Media. Catálogo de fueros y costums municipales, Madrid, 1989.
- Bermejo Castrillo, Manuel Ángel; Parentesco, matrimonio, propiedad y herencia

⁷³ 主な理由として、夫婦で財産を共有する後得財産制においても13世紀以降に夫婦の財産分離制を敷くローマ法の影響を受けており、夫婦が個人所有権を強調してそれぞれの財産を明確に区別するようになり、夫婦の連帯責任の意識が薄らいだことが挙げられる。

- en la Castilla Altomedieval, Madrid, 1996.
- Castro, Américo y Onís, Federico de (eds. y estudios); Fueros leoneses de Zamora, Salamanca, Ledesma y Alba de Tormes, I, Madrid, 1916.
- Dillard, Heath; La mujer en la Reconquista (Trad. Concepción Fernández), Madrid, 1993. (original: Daughters of the Reconquest, Cambridge University, 1984.)
- Gacto Fernández, María Tirinidad: Estructura de la población de la Extremadura Leonesa en los siglos XII y XIII (Estudio de los grupos socio-jurídico, a través de los fueros de Salamanca, Ledesma, Alba de Tormes y Zamora), Salamanca, 1977.
- García Gallo, Alfonso; "Aportación al estudio de los fueros", Anuario de Historia del Derecho Español (以下 A.H.D.E.) 26, 1956.
- García Ulecia, Alberto; Los factores de diferenciación entre las personas en los fueros de la extremadura castellano-aragonesa, Sevilla, 1975.
- Gibert, Rafael; "Estudio histórico-jurídico", Los Fueros de Sepúlveda, Segovia, 1953.
- Majada Neila, Jesús; Fuero de Plasencia Introducción-Transcripción-Vocabulario, Salamanca, 1986.
- Martínez Díez, Gonzalo (ed.y análisis crítico); Leyes de AlfonsoX, II, Fuero Real, Ávila, 1988.
- Martínez Gijón, José; "El régimen económico del matrimonio y el proceso de redacción de los textos de la familia del Fuero de Cuenca", A.H.D.E. 29, 1959, ps. 45-151.
- Muñoz y Romero, Tomás (coor.); Colección de fueros municipales y cartas pueblas de los reinos de Castilla, León, Corona de Aragón y Navarra Tomo I, Madrid, 1847.
- Real Academia Española; Fuero Juzgo o Libro de los Jueces, Mardid, 1815, (Edición Facsímil, Valladolid, 1980).
- Roldan Verdejo, Roberto; Los delitos contra la vida en los fueros de Castilla y León, Salamanca, 1978.
- Roudil, Jean; El Fuero de Baeza Edición, Estudio y Vocabulario, La Haya, 1962.
- Ruiz de la Peña, Juan Ignacio; "La condición de la mujer a través de los ordenamientos jurídicos de la Asturias medieval (sigloXII al XIV)", Las mujeres en las ciudades medievales. Actas de las terceras jornadas de

- investigación interdisciplinaria, Madrid, 1984, ps. 59-74.
- Sáez, Emilio (ed.) y Maldonado y Fernández del Torco, J. (estudio histórico-jurídico); El Fuero de Coria, Madrid, 1949.
- Sánchez, Galo (ed. y estudio); Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares, Madrid, 1919.
- Sancho Izquierdo, Miguel (ed.); El Fuero de Molina de Aragón, Madrid, 1916. Scott, Samuel Persons (ed.); The Visigothic Code: (Forum Judicum), Boston, 1910.
- Tomás y Valiente, Francisco; *Manual de Historia del Derecho Español*, Madrid, 4ªed., 2007.
- Ureña Smenjaud, Rafael y Bonilla San Martín, Adolfo; El fuero de Usagre (sigloXIII), anotado con las variantes de Cáceres, Madrid, 1907.
- Valmaña Vicente, Alfredo (introd., trad. y notas); El Fuero de Cuenca (2ed.), Tarancón, 1978.
- 岩村等,三成賢次,三成美保;『法制史入門』,ナカニシヤ出版,2002。
- 大内 一;「帝国の基盤カスティーリャ王国の苦悩」,『もうひとつのスペイン史 中近世の国家と社会』(大内一, 染田秀藤, 立石博高共著), 同朋舎出版, 1994, ps. 1-69。
- ; 「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値」, 大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室, *Estudios Hispánicos* 21, 1996, ps. 73-96。
- ;「クエンカ都市法-試訳と解題 (1)-」, Estudios Hispánicos 24, 1999, ps. 51-84。
- ;「クエンカ都市法ー試訳と解題 (3)-」, Estudios Hispánicos 27, 2002, ps. 63-100。
- 勝田有恒,森 征一,山内 進;『概説 西洋法制史』,ミネルヴァ書房,2004。 ガルシア=ガリョ,アルフォンソ;「スペイン法制史序説(上)・(下)」(塙浩訳),

『神戸法学雑誌』37巻2-3号,1987。(原著: Manual de historia del derecho español, I, El origen y la revolución del derecho, Madrid, 1977.) 久保正幡先生還曆記念出版準備会;『西洋法制史料選I古代』,創文社,1981。 芝 紘子;『スペインの社会・家族・心性-中世盛期に源をもとめてー』,ミネルヴァ書房,2001。

- 玉置さよ子;『西ゴート王国の君主と法』, 創研出版, 1996。
- 山田信彦;『スペイン法の歴史』, 渓流社, 1992。